

様式第 1 号の 2 (第 1 0 条の 3 関係)

指定催しの指定通知書

第 号
(元号) 年 月 日

様

廿日市市消防本部

消防長

印

廿日市市火災予防条例第 4 3 条の 2 第 3 項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催 し の 名 称	
催しの開催期間	

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に、廿日市市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記 1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に、廿日市市を被告として（訴訟において廿日市市を代表する者は、廿日市市長となります。）、広島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。